

長建協発第 207 号  
平成 23 年 8 月 1 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
【公 印 省 略】

### 労働者派遣法の遵守について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地においては、復旧・復興工事が実施されているところではありますが、建設業務について、労働者派遣事業が禁止されているにもかかわらず、労働者派遣が行われている事案が生じているため、厚生労働省職業安定局長より、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の遵守について別添のとおり要請がまいっておりますので、下記事項についてご留意くださるようお願い申し上げます。

### 記

1. 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、建設業務など労働者派遣事業が禁止されている業務に派遣労働者を従事させることはできない。（労働者派遣法第4条第3項）
2. 労働派遣の役務の提供を受ける者は、無許可・無届で労働者派遣事業を行う事業主から、労働派遣の役務の提供を受けてはならない。（労働者派遣法第24条の2）